

議事要旨(4)-① 金融商品専門委員会における検討状況（IFRS公開草案「IFRS第9号の強制発効日」に対するコメント対応）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、審議事項(4)-①-2に基づき、IFRS第9号「金融商品」の強制発効日改訂に関する公開草案にある質問への回答の方向性を、金融商品専門委員会での議論を踏まえて、質問1について、金融商品プロジェクトの他のフェーズ（減損フェーズ等）、保険プロジェクトを同時に強制適用できるようにプロジェクトの完了を促すことを条件に適用日の延期を認める、また質問2については、これまでの取扱いを変更するものではないことから、コメントを提出する場合でも言及しない、ことでどうかと説明がなされた。

委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- あるオブザーバーから、2015 年まで延期することには賛成だが、金融商品は極めて重要で、制度的な違いも少ないこともあり、国際的に極力一本化することが重要なので、その間に、FASB との間でコンバージェンスを図るように努力を求めているどうか、との発言があった。これに対して、事務局からは、2015 年への延期と既に固まった基準の議論の再開を一緒にすると、理由付けが難しくなるのではないかと考えてこのような提案を行った旨の説明があった。
- ある委員から、問題があるから適用日を延期する提案があったと考えられるが、2015 年にはその問題が解決するのか、もしくは他のフェーズがすべて完了してから、強制適用日を定めることが考えられないのか、さらに、今回の適用日の延期は、早期適用が認められている限り、特に日本企業には支障はないと考えてよいのか、とコメントがあった。これに対して事務局は、確かに他のフェーズがすべて完了してから適用日を定めることも考えられるが、その場合、任意適用と強制適用との間に期間が開き過ぎること、また、保険や他のフェーズが完了する見通しがあるからこそ 2015 年と期限を定めたと考えられることから、2015 年までの適用日の延期に同意をしたうえで、保険や他のフェーズの完了を促す、という条件を付けた旨の回答を行った。
- ある委員から、コメント文案を作成する際に、他のプロジェクト等の完了を待って整合的に適用することが望ましい反面、それらを待ってむやみに適用日を引き延ばすことも望ましくないという微妙なニュアンスを上手に表現して欲しい、とコメントがあった。これに対して、事務局からは、具体的な表現はこれから検討行うが、主旨は、2015 年まで延期することには同意をするが、その条件としては、他のプロジェクトを予定通り必ず完成してほしいというものなので、そのようなニュアンスがでるような文章にしていきたい旨の回答を行った。

以 上